

あ つ ぎ し こ い く せ い じ ょ う れ い

厚木市子ども育成条例



せ い ち ょ う ち い き お う え ん
みんなの成長を地域で応援するため、
じ ょ う れ い き
条例（決まり）をつくりました。

へ い せ い ね ん が つ に ち し こ う
平成 24 年 12 月 25 日施行
い ち ぶ へ い せ い ね ん が つ に ち し こ う
※一部平成 25 年 4 月 1 日施行



あ つ ぎ し
厚 木 市



厚木市子ども育



子育て

を応援



保護者が、子育てが楽しいと思えるように、
地域みんなで応援します。

保育所、幼稚園、学校など(子育て関係機関)

- ①専門的な知識や経験をいかし、みんなの成長や保護者の子育てを応援するための活動を行います。
- ②市が行うみんなの成長や保護者の子育てを応援する活動に協力します。



事業者

- ①働きながら、子育てをする人が、仕事と子育てを両立できるような環境をつくるよう努力します。
- ②職場見学など、みんなが仕事について学ぶことに対して協力するよう努力します。



地域の人たち

地域全体がみんなと保護者を包み込む
声掛けなどを通じて、みんなの育ちを支

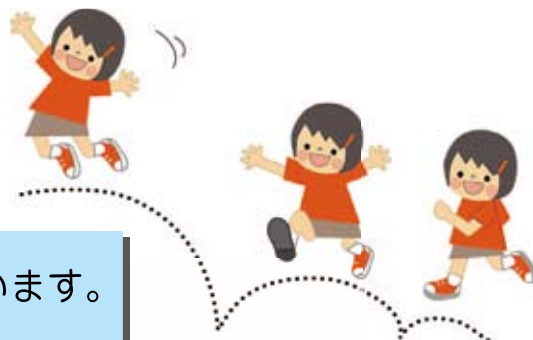


せい じょう れ い 成条例のポイント

こ そだ 子育て

おう えん を応援

みんなは、まい にち あそ まな つう せい ちよう
一人ひとりの「育つ力」を通じて成長しています。
ひとり そだ ちから



ほ ご しゃ 保護者



こ そだ ばん じゅう よう せき にん
子育てについて1番重要な責任をもち、みんなの
せい ちよう おお やくわり は
成長において大きな役割を果たします。

あつ き し 厚木市



- ① ほ ご しゃ ほ いく しょ よう ち えん がっ こう じ ぎょう しゃ いっ
保護者、保育所、幼稚園、学校、事業者など一
しよ せい ちよう ほ ご しゃ こ そだ おう えん
緒に、みんなの成長や保護者の子育てを応援す
かつ どう おこな
る活動を行います。
- ② せい ちよう ほ ご しゃ こ そだ おう えん かつ どう
みんなの成長や保護者の子育てを応援する活動
ひつ よう しら けん きゅう
に必要なことを調べたり、研究したり、また、
こ そだ じょう ほう てい きよう
子育ての情報を提供します。

おお か ぞく め く ぼ
大きな家族となれるよう、目配り、
えます。



おも
こんな思いで、

じょう れい

条例をつくりました！

はじめに

みんなは、夢と希望をもった、かけがえのない存在です。

次の時代を担うみんなが、厚木の豊かな自然環境の中で、元気で心豊かに成長することは地域全体の願いです。

みんなの育ちは、愛情をもってまわりから受け入れられることから始まり、一人ひとりが愛されていると実感できることで自分の居場所を見つけ、安心して遊び、学ぶことができると考えます。

みんなは、自ら、学び、成長する力を持っています。毎日の遊びや学びにおける経験を通じて、失敗や成功を積み重ねながら、成長しています。

みんなの成長にとって大切なのは、保護者やみんなの育ちにかかわるすべての人が、みんなに寄り添う伴走者となり、一人ひとりの「育つ力」を伸ばし、みんなの無限なる可能性の扉を開くことです。

みんなが豊かな人間性や社会性を育む大切な時期に、愛情に支えられ、しっかりと自分と向き合うとともに、まわりの人を思いやり、共に生きていくことを学ぶことは、みんなの夢や希望を叶えるための出発点です。

みんなが大人へと成長する過程は、生きる力を育む大切な期間であると同時に、保護者にとっても、みんなから多くのことを学び、成長する、かけがえのない期間です。みんなと多くの時間を共にする貴重な子育て期間に、保護者が、子育ての楽しさや喜びを感じることができる環境をつくるのが大切です。

みんなは厚木の宝です。子育て関係機関、事業者、地域、市などが、みんなを包み込む大きな家族となれるように、そして、みんなが、将来、厚木で子育てしたいと思えるまちをつくるため、この条例を定めました。



厚木市子ども育成条例

第1条

目的

みんなが体も心も元気に成長できるよう、地域みんなで応援するために、市は条例（決まり）をつくりました。



第2条

この条例（決まり）は、こんな考えをもっています。

- 1 みんなの成長においては、一人ひとりがもっている、成長する力を伸ばし、その可能性を広げることが大切だと考えます。
そして、みんなが自分のやりたいことや夢に向かって頑張ることができる環境をつくりまします。
- 2 みんなの成長について、一番重要な責任をもつのは、保護者です。その保護者が、みんなを育てることが楽しいと感じることができるよう環境をつくりまします。
- 3 保育所、幼稚園、学校などの子育て関係機関が、協力して、みんなの育ちを応援します。
地域全体が、みんなやその家族を包みこむ大きな家族となれるようなまちをつくりまします。



第3条

保育所、幼稚園、学校などは、

専門的な知識や経験をいかして、みんなの成長や保護者の子育てを応援するための活動を行います。
保育所、幼稚園、学校などは、市が行う、みんなの成長や保護者の子育てを応援するための活動に協力します。



第4条

事業者は、

働きながら子育てをする人が、仕事と子育てを両立できるような環境をつくるよう努力します。
職場見学や体験活動など、みんなが仕事について学ぶことに対して、協力するよう努力します。



第5条

厚木市は、

保護者、保育所、幼稚園、学校、事業者などと一緒に、みんなの成長や保護者の子育てを応援する活動を行います。
市は、その活動に必要なことを調べたり、研究したり、また、子育ての情報を提供します。



第6条

基本計画

市は、みんなの成長や保護者の子育てを支えるための計画をつくります。
計画をつくるときは、厚木市子ども育成推進委員会から意見をききます。



第7条

体制づくり

市は、地域全体で、みんなの成長を支えるために必要な体制をつくります。

- ① 保護者がお互いに交流する機会をつくります。
- ② 子育てに困っている家庭に対して、支援をします。
- ③ 保育所、幼稚園、学校など子育て関係機関に対して、必要な支援をします。



★具体的には、こんなことをします。・・・・・・・・・・・・・・・・

- 親子が交流できる、「子育て支援センターもみじの手」を運営します。
- 子育てに困っている家庭からの相談を受けつけます。
- 保育所、幼稚園、学校など子育て関係機関からの相談を受けつけます。

第8条

健康づくり

市は、みんなや保護者の健康を保てるような取組をします。

★具体的には、こんなことをします。・・・・・・・・・・・・・・・・

- 妊婦・乳幼児に対する健診を行います。 ○予防接種をします。
- 中学校卒業までの医療費を無料にします。



第9条

勉強や遊びの環境づくり

市は、みんなの年齢や発達に応じた勉強や遊びの環境を整えます。

★具体的には、こんなことをします。・・・・・・・・・・・・・・・・

- 本に親しむ機会をつくります。
- 算数（数学）、理科、英語の授業において、支援員または補助の先生を配置します。
- 放課後あつぎ元気塾を実施します。 ○科学に親しむ機会をつくります。
- 郷土芸能を鑑賞する機会をつくります。
- あつぎマラソンなどスポーツに親しむ機会をつくります。
- 水辺にふれあえる環境をつくります。



第10条

子育てしやすい環境づくり

市は、働きながら子育てをする人が、子育てしやすい環境をつくりま

★具体的には、こんなことをします。

○保育所を運営します。

○労働者が子育てしやすい環境をつくることができるよう、事業者に対して必要な情報を提供します。

第11条

安心・安全

みんなが安心・安全に暮らせる環境をつくりま

★具体的には、こんなことをします。

○安心して遊ぶことができる環境をつくりま

○交通安全教室を行います。



第12条

健全育成

みんなが、地域の人たちと交流できるような機会をつくりま

保護者が、家庭教育について学ぶ機会をつくりま

★具体的には、こんなことをします。

○地域の人たちと交流する行事を行います。

○保護者に「早寝早起き朝ごはん」の大切さを伝えます。



第13条

「あつぎ家庭の日」・「あつぎ子ども月間」

★詳しくは7ページを
見てね。

1 毎月第3水曜日を「あつぎ家庭の日」に決め、家族みんなで過ごす日にします。

家族の団らんを深めましょう。

2 毎年5月を「あつぎ子ども月間」に決め、子育てについて地域の人たちに理解を深めてもらう月にします。



第14条

子ども育成推進委員会

この条例(決まり)が、広くみんなに伝わっているか、行動につながっているかなどについて調べるために、厚木市子ども育成推進委員会をつくりま

市長は、毎年度、この条例がどのように活用されているかを、委員会に報告します。

第15条

評価

市長は、委員会の意見をきいて、5年以内に、この条例がどのように活用されているかについて評価をします。

平成25年4月～

あつぎ家庭の日・あつぎ子ども月間

がスタート!

第3水曜日は
あつぎ家庭の日

毎月第3水曜日の「あつぎ家庭の日」には、
家族でこんなことをしてみましょう。

一日の出来事などを、ゆっくり話しましょう。

一緒に食事をしましょう。

一緒に本を読みましょう。

地域活動に参加しましょう。

スポーツや文化に親しみましょう。

自然に親しみましょう。



5月は
あつぎ子ども
月間

5月は、みんなの未来を考える「あつぎ子ども月間」!
みんなが保護者と参加できる行事などがたくさん!

こどもの読書週間
本に親しむ機会を増やします。みんなで本を読みましょう。

少年少女フェスティバル
遊び道具を作って、家族で楽しもう!

子ども科学館まつり
プラネタリウムやみんなが参加できる体験教室があります。

スポーツなじみDAY(ディ)
家族みんなでスポーツをして楽しもう!



厚木市 こども未来部 こども育成課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 TEL : (046) 225-2262